令和５年度 大阪府教育支援体制整備事業補助金に係る事業の募集について

**（１）幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業（新型コロナウイルス感染症対策）追加募集**

**１．対象事業者**

施設類型 ：幼稚園・幼稚園型認定こども園

設置者種別：学校法人・宗教法人・個人

※令和４年度において『幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)３次』にかかる内示を受けている園についても対象ですが、上限額等が変わりますのでご注意ください。

※前回募集（令和５年８月16日付教私第１８７５号）において『幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)』を活用する意向があると回答した園については今回の募集の対象外です。

ただし、前回募集において７月31日までに新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生していることを要件としていましたが、発生時期は問わないことに変更し、前回募集で意向があると回答した園についても８月以降に発生した感染者・濃厚接触者の対応に要した経費も補助対象とすることとします（それ以外の要件に変更はありません）。

また、交付希望額は今後提出を依頼する事業計画にて改めて御回答いただきますので前回募集において御回答いただいた金額は影響しません。

※実態として園児が在籍していない施設や、休園等で園としての活動実態がない施設については補助対象外です。

**２．交付基準額**

１園あたり50万円

**３．補助率**

府(国) 10/10　（事業者負担ゼロ）

※現時点での予定です。国の動向によっては変更する可能性がありますのでご了承ください。

**４．補助対象期間**

令和５年４月１日～令和６年３月31日

**５．補助対象経費**

新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した幼稚園が、感染症対策の徹底を図りながら、保育を継続するために必要な下記ア･イにかかる経費

ア）新型コロナウイルス感染症対策を実施するために必要となる保健衛生用品の購入

イ）新型コロナウイルス感染症対策を徹底するために必要なかかり増し経費

※補助対象期間内に発注し、納品及び支払いが完了するものを補助対象経費とします。

※個人の立替払いや代理購入等、園(法人)が支出したことを確認できない経費は補助対象外です。

**６．交付する額の上限**

次の算式により算出した額を交付額の上限とします。（千円未満切捨）

①令和4年度『幼児教育の質の向上のための緊急環境整備事業(新型コロナウイルス感染症対策)３次』に係る内示を受けた園

算式：（[交付基準額－内示額※] または [補助対象経費の総額] のいずれか低い額）× 補助率

※内示額は令和５年２月24日付教私第2361-2号にて各園に通知しています。

②上記①に該当しない園

算式：（[交付基準額] または [補助対象経費の総額] のいずれか低い額）× 補助率

**7．留意事項**

・本事業金の目的に沿わない経費や、根拠資料が不足している場合等、補助対象経費であることが客観的に確認できないものは、補助対象外とします。

・経費の効率的な執行の観点から、2社以上の見積もり等により価格を比較したうえで支出することが望ましいですが、園の規則等により適切に判断し支出してください。

・支出の根拠となりうる資料は、すべて園で保管してください。